

身体的拘束適正化のための指針

社会福祉法人 新宮偕同園

1. 身体的拘束適正化に関する基本的考え方

当施設は理念で

「すべての人が安心と安らぎのある生活、偕(とも)に生活ができる施設を目指します」

「利用者に生きがいのある環境作りを目指します」

と掲げています。

当施設の職員はこの理念の実現を目指すべく、身体的拘束について次のような共通認識を持った上で業務に携わっています。

- ・身体的拘束は、利用者の自主性や人としての尊厳を奪う行為である。
- ・身体的拘束は利用者に身体的・精神的弊害をもたらす行為である。
- ・身体的拘束は結果としてケアプランの目標達成を阻害する行為である。

当施設では、利用者に適切なアセスメントをおこない、身体的拘束に頼らずともその人らしく生活できるように多職種で連携して利用者に関わっています。

従って当施設においては身体的拘束を原則禁止します。

【身体的拘束に該当する具体的な行為】

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

2. 身体的拘束適正化の為の体制

当施設では、身体的拘束適正化検討委員会（以下、本委員会）を設置します。

【委員会の構成員】

- ・施設長
- ・各職種責任者（主任・副主任）
- ・各職種職員

本委員会は3ヶ月に1回以上開催し、次のことを検討・実施します。

- ①施設内での身体的拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討をします。
- ②身体的拘束廃止に関する職員全体への指導、及び研修を実施します。
- ③身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討をします。
- ④身体的拘束を実施した場合、適正に行われているかを確認し解除の検討をします。

本委員会で話われた内容は全て議事録に残し、速やかに職員に周知します。

3. 身体的拘束適正化の為の職員研修

当施設の職員に対し、身体的拘束適正化の為の研修を実施します。

- ①年2回実施します。
- ②新規採用時（新卒・中途いづれも）に実施します。
- ③研修を実施した際は、実施日時・内容・受講者について記録を残します。

4. やむを得ず身体的拘束をおこなわざるを得ない場合の対応

介護保険指定基準上、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合には身体的拘束が認められています。

ただし、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を全て満たし、かつ、3つの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られています。

【3つの要件の確認】

切迫性

本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にある。

「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束をおこなうことにより本人の日常生活に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束をおこなうことが必要となる程度まで、本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

非代替性

身体的拘束をおこなう以外に代替する介護方法がないこと。

「非代替性」の判断を行う場合には、まずは身体的拘束をおこなわず様々な方法の可能性を検討し、本人の生命又は身体を保護するという観点から他に代替する方法がないことを複数のスタッフで確認する必要がある。

なお拘束は、本人の状態に応じて最も制限の少ない方法でおこなわなければならない。

一時性

身体的拘束が一時的なものであること。

「一時性」の判断をおこなう場合には、本人の状態に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。

緊急やむを得ず身体的拘束をおこなわなければならない場合

本委員会においてこれら3つの要件について検討、確認します。

3つの要件を検討・確認した上で身体的拘束をおこなうことを選択した場合は身体的拘束の目的・拘束の方法・場所・時間帯・期間等を記載した説明書を作成します。その上で利用者と家族に詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努めます。また、同意期限を越えてもなお継続する必要がある場合は、事前に契約者と家族に拘束の内容や利用者の状態などの現状を説明し、同意を得た上で実施します。

身体的拘束の必要性や方法は本委員会等で随時検討します。

拘束を継続する必要がなくなった場合は速やかに解除し、契約者と家族に報告します。

身体的拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて利用者の様子や心身の状態、やむを得なかった理由を記録します。

この記録は、その完結の日から2年間保存し、行政担当局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

5. 入所者等に対する方針の閲覧

本指針は、利用者及びその家族、地域住民が自由に閲覧できるように当施設のホームページで公表します。